

令和4年11月定例会

文教厚生委員会説明資料（その3）

教 育 委 員 会

目 次

I 提 出 案 件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 条 例 案	-----	1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

令和4年10月12日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 徳島県学校職員給与条例の一部改正

a 給料表の改定

全ての給料表について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げることとする。

b 勤勉手当の改定

(a) 12月期の支給割合を100分の105とすることとし、また、再任用学校職員について、12月期の支給割合を100分の50とすることとする。

(b) 6月期及び12月期の支給割合を100分の100とすることとし、また、定年前再任用短時間勤務学校職員について、6月期及び12月期の支給割合を100分の47.5とすることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ア)のbの(b)については、令和5年4月1日から施行することとする。

(イ) イの(ア)のaについては、令和4年4月1日から、イの(ア)のbの(a)については、令和4年12月1日から適用することとする。

② 徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

ア 改正の理由

徳島県学校職員給与条例の一部が改正され、勤勉手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用学校職員の期末手当について改定を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の130とすることとする。
- (イ) 会計年度任用学校職員に適用される①の徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例による改正後の給料表については、令和4年4月1日から適用することとする。
- (ウ) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の127.5とすることとする。

ウ 施行期日等

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(ウ)については、令和5年4月1日施行することとする。
- (イ) イの(ア)については、令和4年12月1日から適用することとする。